

地方独立行政法人
神奈川県立福祉機構

オンライン就職説明会

2025.4.23

※質問は常時チャットで受付いたします。

※説明会中はカメラOFF・音声OFFをお願いいたします。

※資料は後日ホームページで公開しますので、撮影は御遠慮ください。



ともに生きる社会
かながわ憲章

KANAGAWA CHARTER for an Inclusive Society

目次

01

独立行政法人化
担当部長挨拶

02

法人の概要

03

支援の状況と県立福祉機構が
目指すもの

04

給与等・選考

05

若手職員、モデル寮職員の話

06

チャットの質問回答

独立行政法人化 担当部長挨拶

神奈川県障害福祉



ともに生きる社会
かながわ憲章

KANAGAWA CHARTER for an Inclusive Society

1 神奈川県障害福祉（ともに生きる社会かながわ）

神奈川県の障害福祉において県立福祉機構が担う役割

津久井やまゆり園の事件



2016年に相模原市の障害者支援施設に刃物を持った犯人が侵入し、19名のかげがえのない尊い命が失われた

このような事件を繰り返さない

ともに生きる社会を目指して



ともに生きる社会
かながわ憲章

KANAGAWA CHARTER for an Inclusive Society

2016年に「ともに生きる社会かながわ憲章」を、2023年に「神奈川県当事者目線の障害福祉推進条例」を施行

県民が一体となり取り組む

20年後の神奈川県に向けて



障害当事者が街の中で当たり前にも暮らせる地域共生社会を目指して、障害者の地域生活移行を進める

先駆的な支援を広める



中井やまゆり園をフィールドとして、地域・企業等とも連携しながら
障害当事者が地域社会で活躍できる仕組みづくりに取り組む

法人の概要

県立福祉機構

ともに生きる



ともに生きる社会
かながわ憲章

KANAGAWA CHARTER for an Inclusive Society

2 地方独立行政法人とは

公共上の見地からその地域において確実に実施されることが必要な事務・事業のうち、地方公共団体自身が直接実施する必要はないものの、民間の主体にゆだねては確実な実施が確保できないおそれがあるものを効率的かつ効果的に行わせることを目的として、地方公共団体が設立する法人。

地方独立行政法人制度の特徴

地方自治法や地方公務員法が適用されない（地方独立行政法人法）

■法人運営・事業執行の弾力化

- ・法人独自の意思決定ができ、基準・規程も柔軟に決められる
- ・毎年度の予算の議決が不要、予算の繰り越しが可能

■人事管理の弾力化

- ・県の定員管理の枠外となり、職員採用や配置の見直し等を柔軟にできる

■サービス・質の向上

- ・県による業績評価を通じた業務改善サイクル
- ・剰余金を新規事業やサービス向上に使うことができる

3 法人の概要

神奈川県立福祉機構とは...

**神奈川県が運営する県立中井やまゆり園（障害者支援施設）の運営を
2026年4月1日から担う地方独立行政法人**

所在地

神奈川県足柄上郡中井町

施設種類

知的障害者を対象とする入所施設

開設

昭和47年（平成14年再整備）

職員数

約200名

業務内容

介護を伴う生活支援業務
施設外での日中活動支援 等



支援の状況と県立福祉機構が目指すもの



ともに生きる社会
かながわ憲章

KANAGAWA CHARTER for an Inclusive Society

4 支援の状況（なぜ改善が見られているのか）

（１） これまで

問題行動に着目した刺激を与えない支援
⇒ 長時間の居室施設といった身体拘束、
施設内で完結した乏しい日中活動

（２） 現在

支援改善アドバイザーによる支援方法の実践指導を受けて、
日中活動へ積極的に参加し、職員と利用者との関わりが増加



利用者は、居室から出て、園内作業や施設外の日中活動を実施



利用者の変化を実感し、利用者の可能性に気づいた職員の意識も変化



職員の関わりが増え、利用者がさらに変化

正のスパイラル

5 県立福祉機構が目指すもの

福祉の現場に①科学の視点を取り入れ、再現性のある当事者目線に立ったやさしくあたたかい支援を実践するとともに、②必要な人材を育成していく

新たな福祉をつくるフロントランナーとして、当事者目線に立った支援を行うことにより、ともに生きる社会を実現していきたいと考えています

5 県立福祉機構が目指すもの①科学の視点

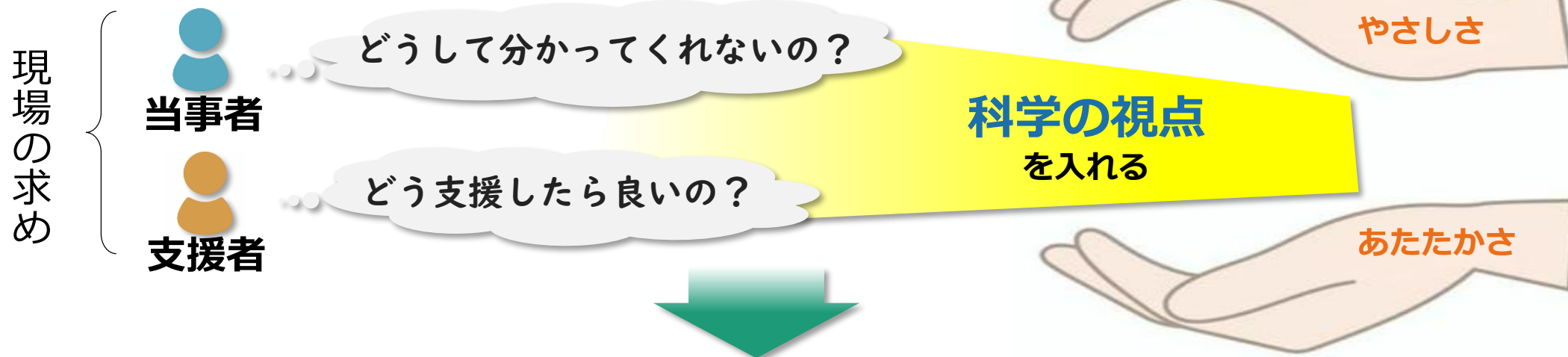
「福祉を科学する」とは…

福祉の現場に **科学の視点** を取り入れた

「“再現性のある” 当事者目線に立ったやさしくあたたかい支援」を確立すること

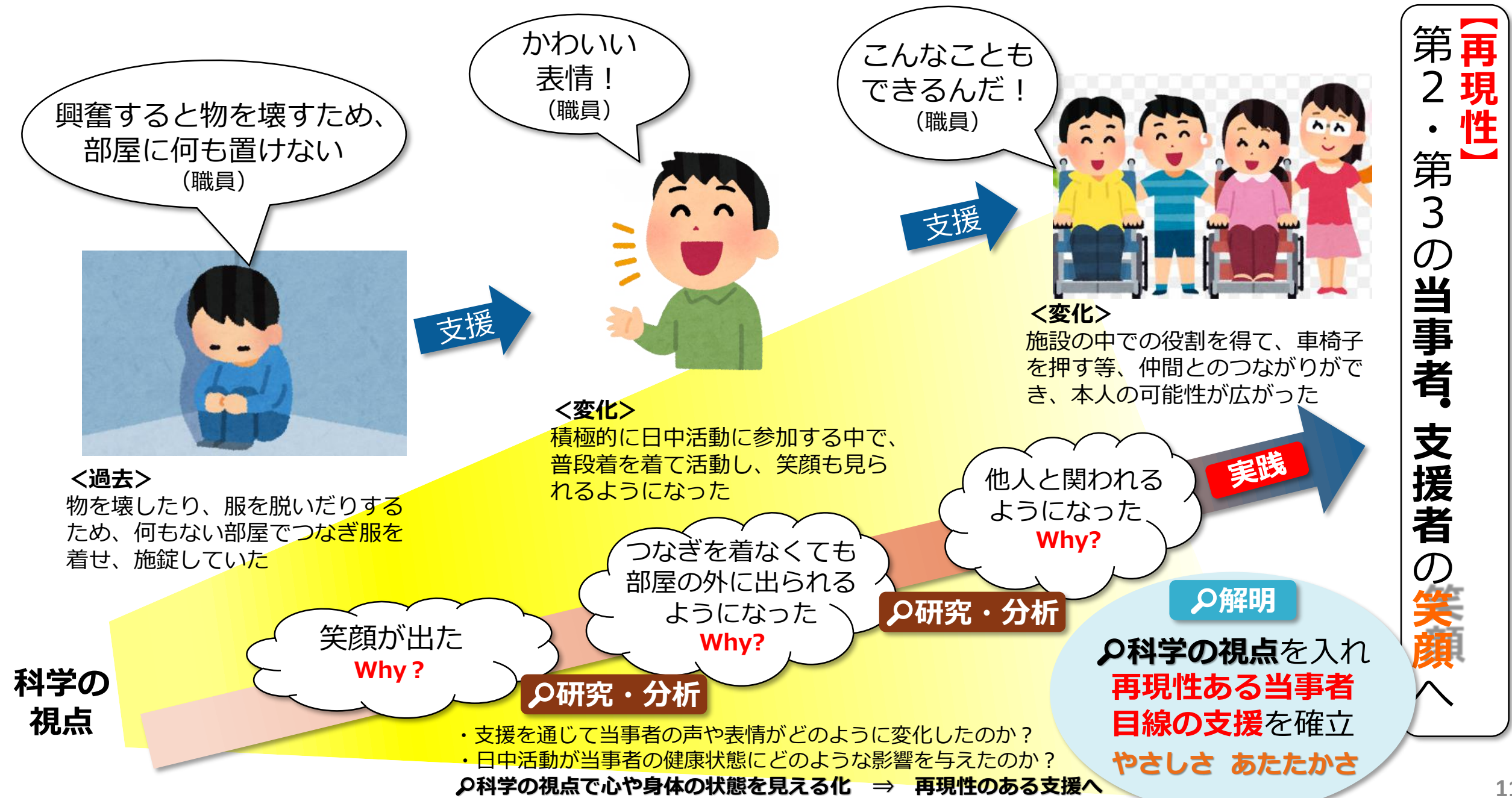
(具体例)

- ・ こういった支援が利用者への共感力や利用者・支援者双方の満足度の向上につながるのかを計量化する
- ・ 福祉が大切にしている「やさしさ」や「思いやり」のある支援がどのような効果をあげたのかを科学的に分析してデータ化する など



当事者目線に立ったやさしくあたたかい支援により、障害者の「可能性」を広げる

当事者と支援者の心の変化 <中井やまゆり園 Aさんのケース>

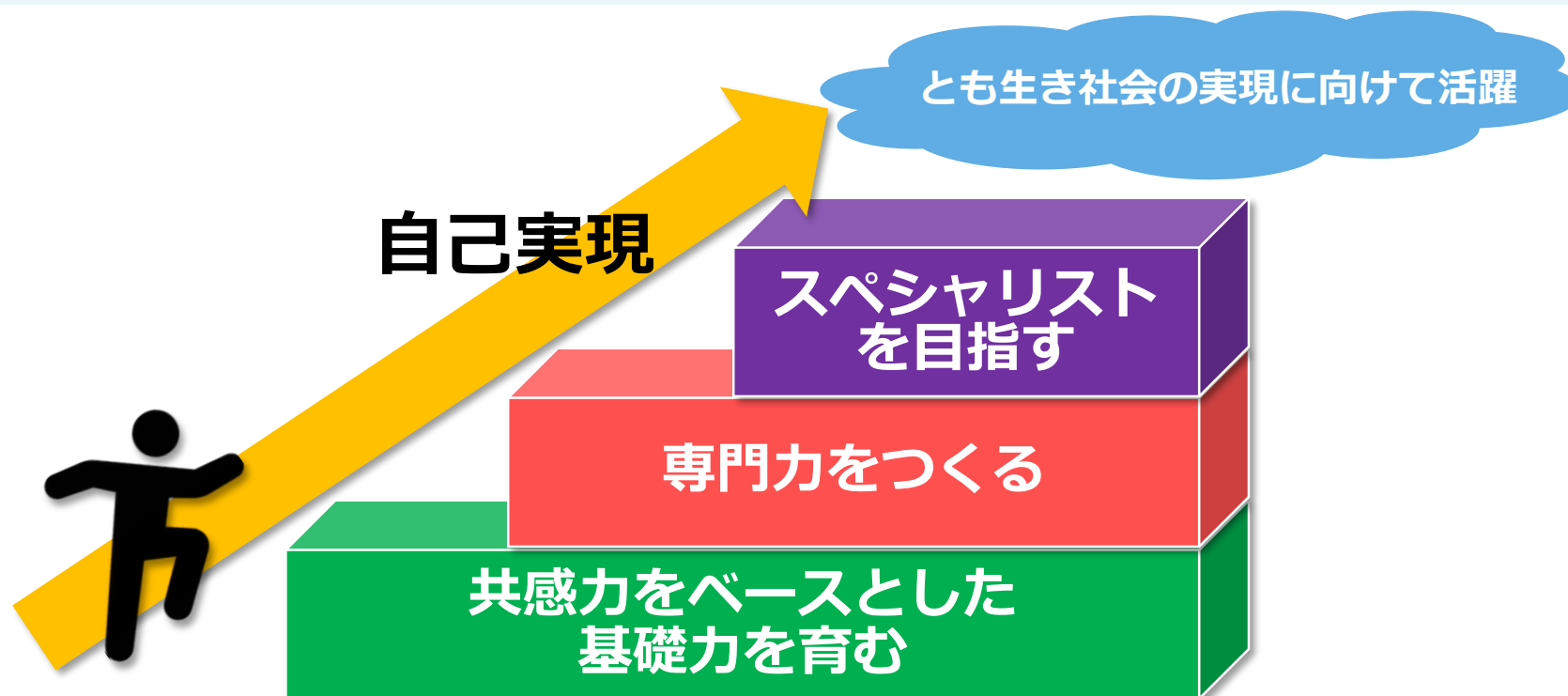


5 県立福祉機構が目指すもの②人材育成

「科学の視点を入れた支援」を全国に先駆けて実践し、それを広めていくため、フロントランナーとして福祉の改革を実行できる人材を育成し、広く輩出

法人を通じて『自己実現』を図ることができるキャリアプランを構築

～ とも生き社会の実現に向けて活躍できる人材を育成 ～



キャリアマップ

自己実現

とも生き社会の実現に向けて活躍

法人内

研究

支援

相談

組織
運営

法人内での異動を通じて、専門的に広める

●●の専門的知識・能力

マネジメント

法人の全体調整、予算や人事、新規事業の企画等を担う

意思決定支援

障害当事者の隠れた意思を読み取り、本人の意向に尊重した支援を行う

社会参加の推進

地域や企業等とのつながりを構築するための取組を行う

実践・異業種交流

他分野実践交流により、新たな知識を獲得し支援の幅を広げる

多職種連携

医師・看護師・栄養士・PT・OT等とチーム支援を行う

支援に係る基礎知識・能力（テクニカルスキル）

（ICF（国際生活機能分類）を活用した状態・特性の把握）

法人職員として身に付けるべき基礎力（ヒューマンスキル）

理念

法人の目的を理解し、職員としての使命感を身に付ける

人間力・倫理観

困難を克服する力、問題をチャンスに変える力、人としての考え方や職業人としての正直さを身に付ける

実行力

熱意をもって業務に臨み、従来の支援方法だけではなく、自ら考えて新たな方法に挑戦する力を身に付ける

歴史・文化

地域の歴史を理解し、暮らしの背景を知るとともに、先人たちが作りあげてきたものを学ぶ

共感力（人間理解）

一緒に活動を通じて互いを理解し、信頼関係をつくる力を身に付ける

獲得能力

福祉業界だけでなく、あらゆる分野で活用できる知識・経験を獲得



- ・リーダーシップ力
- ・説明力、調整力
- ・リスクマネジメント対応力

- ・心理的分析力
- ・調整力
- ・意思に基づく支援力

- ・コーディネーション力
- ・地域社会の開拓力
- ・アサーション力（説明する力）

- ・多面的な分析力
- ・福祉に捉われない課題解決力

- ・知識の応用力
- ・多面的な分析力
- ・調整力

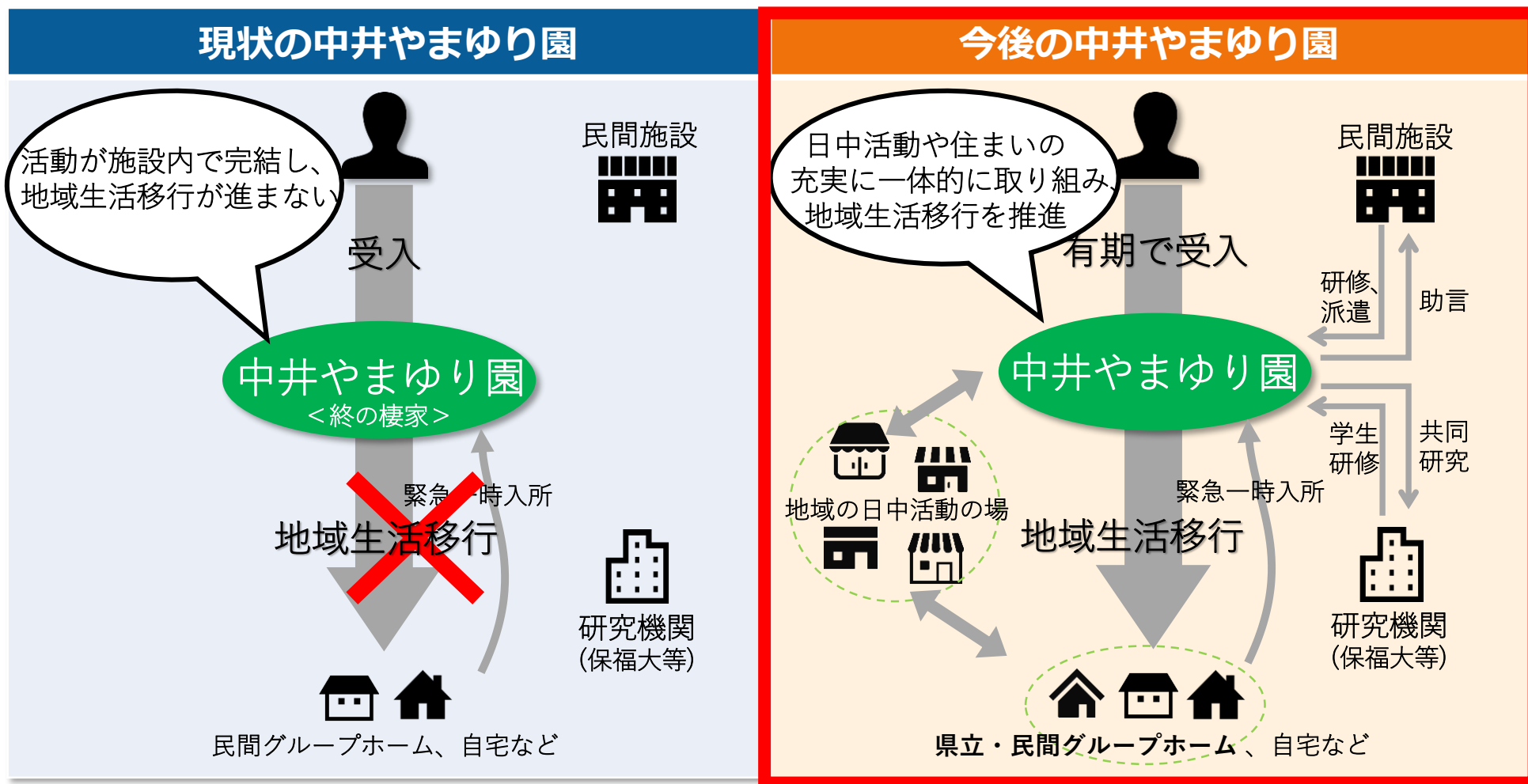
- ・論理的な知識と実践力
- ・基礎的な支援力

- ・コミュニケーション力
- ・傾聴力
- ・課題解決力
- ・倫理的思考力
- ・共感力
- ・柔軟性
- ・状況把握能力

6 今後の展望

これまでの中井やまゆり園（障害者支援施設）では、利用者のすべての活動が施設内で完結し、地域生活移行が進まずに、終の棲家になっていた

⇒ 今後は、地域での活動や住まいの充実に取り組み、地域生活移行を推進



給与等・選考



ともに生きる社会
かながわ憲章

KANAGAWA CHARTER for an Inclusive Society

7 給与等

神奈川県庁の職員と同水準の給与等

給与		月額：約30万円 年収：約480万円 ※生活支援員（常時生活支援業務に従事する場合）の例 ※民間企業経験者については、経験年数によって加算あり
手当		職員の状況に応じて扶養手当、住居手当、通勤手当 勤務実績により時間外勤務手当、夜勤手当などを支給
勤務時間		シフト制 原則 1 週間当たり38時間45分 週休日は、原則 4 週間ごとの期間に 8 日
休暇		年間休日約125日 、年次休暇（年20日）、夏季休暇（5日）、療養休暇、不妊治療休暇、子の看護休暇、育児休業 等

8 選考について



募集期間

福祉職第1回採用試験：令和7年3月3日（月）から同年4月30日（水）まで

福祉職第2回採用試験：令和7年5月中旬～6月下旬

※現時点での予定であり、今後追加で採用試験を行う場合があります。

※2次試験会場は、横浜市内を中心に調整中です。

若手職員・モデル寮職員の話



ともに生きる社会
かながわ憲章

KANAGAWA CHARTER for an Inclusive Society